

資料編

(1) 国東市地球温暖化対策実行計画協議会

国東市地球温暖化対策実行計画協議会委員

任期：2023年9月8日～2025年9月7日

区分		氏名	所属	役職
1	学識経験者	大上 和敏	大分大学 教育学部	教授
2	市民代表	徳丸 俊文	国東市区長会	会長
3	市民代表	笹野喜代子	国東市地域婦人会	会長
4	市民代表	河野 里美	国東市地球温暖化防止協議会	会長
5	市民代表	海原 明子	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長
6	事業者代表	秋田 泰義	国東市商工会	会長
7	事業者代表	亀井 高法	くにさき企業会 株式会社九電工 国東営業所	会員 所長
8	事業者代表	林 孝	国東森林組合	組合長
9	関係行政機関	本田 顕子	大分県東部保健所国東保健部 健康安全・衛生課	課長
10	関係行政機関	河村 任	国東市環境衛生課	課長

(2) 計画策定の経緯

日付	内容
2023年9月7日	国東市地球温暖化対策実行計画協議会発足・任命式 第1回国東市地球温暖化対策実行計画協議会
2023年12月26日	第2回国東市地球温暖化対策実行計画協議会
2024年1月19日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
2024年2月22日	第3回国東市地球温暖化対策実行計画協議会
2024年3月	「国東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」発行

(3) 地球温暖化対策に関わる国際的な動き

地球温暖化対策に関わる国際的な主な動きは以下のとおりです。

■地球温暖化対策に関わる国際的な主な動き

年次	主な出来事
2018年	気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）開催。パリ協定の実施指針を採択した。実施指針では、途上国を含むすべての国が温室効果ガス削減の実施状況を詳しく報告し、専門家が2年に1度、検証する方法が決まったほか、途上国にどの程度の資金支援を行う予定か、可能な範囲で国連に報告することが先進国に義務づけられた。
	IPCC がとりまとめた「1.5°C特別報告書」では、地球温暖化を1.5°Cに抑制するためには、CO ₂ 排出量が2030年までに45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要があることなどが示された。
2019年	気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）開催。市場メカニズムの実施指針の交渉が焦点となったが、すべての論点について完全な合意には至らなかった。また、ロス&ダメージ（気候変動の影響に伴う損失と損害）に関するワルシャワ国際メカニズム（リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの）のレビューが実施された。
2021年	米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が、2030年を目標年とする「自国の貢献する決定（NDC）」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけるとともに、今後重要とされる10年間の取組、クリーンエネルギーへの移行、イノベーションの促進などについて議論が行われた。
	IPCC が公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、温暖化は人間の影響であることは疑いの余地がないことなどが示された。
	気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）開催。パリ協定の市場メカニズムの実施指針、透明性枠組みの報告様式、NDC実施の共通の機関（共通時間枠）等の重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成した。
2022年	IPCC が公表した第6次評価報告書第2作業部会報告書では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしていることなどが示された。 また、第6次評価報告書第3作業部会報告書では、人為的な温室効果ガスの正味の総排出量は、1850年以降の正味の累積CO ₂ 排出量と同様に、2010～2019年の間、増加し続けたことなどが示された。
	気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）開催。気候変動対策の各分野における取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択された。加えて、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）支援のためのロス&ダメージ基金（仮称）の設置が決定された。
2023年	IPCC が公表した第6次評価報告書統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850年から1900年を基準とした世界平均気温は2011年から2020年に1.1°Cの温暖化に達したこと、地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達すること、温暖化を1.5°C又は2°Cに抑制しうるかは、主にCO ₂ 排出正味ゼロを達成する時期までの累積排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まること、全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じており、この10年に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つことなどが示された。
	気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）開催。パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク（GST）に関する決定、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行などの各議題についての決定がそれぞれ採択された。

(4) わが国の地球温暖化に関する政策等

1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

温対法が一部改正され、2021年5月に成立しました。今回の改正では、①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設、②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が定められました。

また、地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされています。

■地球温暖化対策推進法の主な改正点とそのポイント

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

出典：環境省「別添1_【概要】地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」

2) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が温対法に基づいて策定する地球温暖化に関する政府の総合計画です。

今回改定された地球温暖化対策計画は、気候サミットで表明した新たな削減目標を踏まえたもので、その裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

■地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画の改定について」

3) 気候変動適応計画

気候変動適応法（平成30年法律第50号）第8条第1項に基づく気候変動適応計画の第二次計画が2021年10月22日に閣議決定され、2023年5月30日に一部が変更されました。

気候変動適応計画は、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しており、基本戦略、進捗管理、分野別適応策、基盤的施策が記載されています。

2023年5月には、熱中症対策実行計画についての基本的事項を定めるなどの一部変更が行われました。

■ 気候変動適応計画の概要

気候変動適応計画の概要		令和3年10月22日閣議決定 (令和5年5月30日一部変更)
目標	気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す	基本的役割
計画期間	今後おおむね5年間	
基本戦略	7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進	
① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む ② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する ③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する		④ 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
進捗管理	PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標(*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施(*)分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など	
気候変動の影響と適応策（分野別の例）		気候変動適応に関する基盤的施策
農林水産 影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入 自然災害 影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進 影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等 水資源 影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等	自然生態 影響 造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全 健康 影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達 影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集 経済活動 影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
熱中症対策実行計画に関する基本的事項	実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定	

出典：環境省「気候変動適応計画の概要」